

京都市いじめ問題調査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市いじめ問題調査委員会規則（以下「規則」という。）に基づき、京都市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第2条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員及び特別委員（以下「委員等」という。）の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員等は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で委員会の会議に参加することができる。その場合において、当該委員等は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって委員会の会議に出席したものとみなすものとする。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 調査審議事案の当事者の個人に関する情報を会議において取り扱う場合
- (2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

(議事録等)

第4条 委員会の議事録は、会議開催後、委員長の指示に従い、庶務において作成し、所定の手続により公開する。

- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の議事録を委員等に作成させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会議を公開しなかった場合又は前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、議決により、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 4 前項の規定により議事録の一部又は全部を非公開とするときは、庶務において議事要旨を作成し、所定の手続により公開する。
- 5 委員会は、調査審議の公平、中立に支障とならない限りで、第1項の議事録及び前項の議事要旨の他に、庶務に資料を作成させることができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員等及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報告)

第 6 条 委員会は、調査又は審議の途中においても、必要と認める場合又は教育委員会が求める場合にあっては、その進捗状況を教育委員会に報告する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。